

# 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定 に向けた基本的な考え方

## 1 認定こども園の設置の背景

ここ数年、保育ニーズが多様化し、市外の幼稚園に就園する子どもが増加しています。これは、働く保護者の勤務地に近い幼稚園を選択するという傾向も強いようですが、幼児教育に興味を示す保護者も増加していることが起因しています。また、共働きでなくても、保育園や幼稚園に預けたいというニーズが拡がりつつあり、保護者の選択肢を増やすという意味でも認定こども園の設置が求められています。

## 2 条例の骨子

当市においては、子ども子育て支援法に基づく保育に留まらず、幼児教育にも注力していますが、認定こども園を設置することで、そのニーズに応えていくとしています。

この条例では、次のような条項を定めていきます。

- (1) 認定こども園の名称 山之上こども園（現 山之上保育園）
- (2) 認定こども園の定員 70人（ただし、1号認定は20人を限度とする。）
- (3) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 開園時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (5) 入園の対象 小学校就学前の子ども
- (6) 保育の時間
  - < 2号・3号認定（標準時間） >  
午前7時30分から午後6時30分まで
  - < 2号・3号認定（短時間） >  
午前8時30分から午後4時30分まで
  - < 1号認定 >  
午前9時から午後3時まで
  - < 私的契約 >  
午前8時30分から午後4時30分まで

### (7) 保育料

対 象	園児の年齢	保育料 (月額)
2号・3号認定 (標準時間)	3歳未満	68,100円の範囲内において、別に規則で定める額
	3歳以上	35,800円の範囲内において、別に規則で定める額
2号・3号認定 (短時間)	3歳未満	67,100円の範囲内において、別に規則で定める額
	3歳以上	34,800円の範囲内において、別に規則で定める額
1号認定	3歳以上	19,000円の範囲内において、別に規則で定める額
私的契約	0歳児	172,900円の範囲内において、別に規則で定める額
	1歳児及び2歳児	108,900円の範囲内において、別に規則で定める額
	3歳児	60,900円の範囲内において、別に規則で定める額
	4歳児及び5歳児	54,500円の範囲内において、別に規則で定める額

(8) 保育時間の延長 保育時間以外の時間帯での保育は、あらかじめ申し出を必要とする。

### (9) 延長保育料

対 象	延長保育料
あらかじめ延長保育の申出があった者	1,000円の範囲内において、別に規則で定める額
緊急に延長保育の申出があった者	30分につき200円

## 3 今後のスケジュール

今後は、次のような見通しで条例の制定、認定こども園の開園を進めていきます。

- 8月 ・ 市民に意見公募の実施 (パブリックコメント)
- 8月 ・ 意見を踏まえて検討、条例 (案) の作成

- 9月           ・議会上程（翌年4月施行）
- 10月          ・入園説明会の開催
- 11月          ・入園の申し込み開始
- 2月           ・入園の決定
- 4月           ・認定こども園の開園